

○三原市移住支援金交付要綱

令和 3 年 9 月 1 日

要綱第 1 1 2 号

改正 令和 5 年 4 月 1 日要綱第 3 8 号 令和 5 年 6 月 2 6 日要綱第 9 0 号

令和 6 年 3 月 2 9 日要綱第 3 0 号 令和 7 年 4 月 1 日要綱第 6 6 号

令和 8 年 4 月 1 日要綱第 7 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から移住して就業又は起業等しようとする者に対して、予算の範囲内において三原市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、広島県移住・マッチング支援事業実施要領（令和 3 年 6 月 1 日制定）及び三原市補助金等交付規則（平成 1 7 年三原市規則第 5 6 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 移住支援金の対象法人として広島県が選定した法人であって、広島県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載したものをいう。

(2) 条件不利地域 離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）、山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 4 4 年法律第 7 9 号）、半島振興法（昭和 6 0 年法律第 6 3 号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）の定めにより指定等をされた区域を含む市町村

（政令指定都市を除く。）及び平成２２年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少率が１０％以上の市町村をいう。

(3) １８歳未満の世帯員 申請日の属する年度の４月１日時点において１８歳未満であり、申請者の配偶者以外の世帯員をいう。

(4) 専門人材 プロフェッショナル人材マッチング支援事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業している者をいう。

(5) 関係人口 別表第１に定める要件のいずれかに該当する者をいう。

（対象者）

第３条 移住支援金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市へ住民票を移す直前までの状況が次のいずれにも該当すること。

ア 直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 直前に連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 関係人口の場合にあっては、令和７年４月１日以降に本市に転入していること。

イ 移住支援金の申請時において、本市に転入後１年以内であること。

ウ 移住支援金の申請日から５年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

オ 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

カ 申請者（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも含む。）は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、広島県及び三原市が申請を認める場合を除く。

キ その他広島県又は市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件として次のいずれかに該当すること。

(ア) 専門人材の場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- a 移住後の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- c 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等離職することが前提でないこと。

(イ) 専門人材以外の場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- a 移住後の勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- b 就業先が、広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、担い手の確保が困難な職種（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者及び介護職員初任者研修修了者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育士、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する保育教諭及び幼稚園教諭及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に運転手として就業する者。以下「人材確保困難職種」という。）として市内の事業所で就業する場合はこの限りでない。
 - d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。
 - e 求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - f 当該中小企業等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ テレワークに関する要件として次のいずれにも該当すること。
- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) 原則、恒常的に通勤せず、移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 起業に関する要件として１年以内に「中山間地域課題解決型企業支援事業」に係る起業支援金の交付決定（以下「起業支援金の交付決定」という。）を受けていること。

エ 関係人口に関する要件として別表第１に定める支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ、別表第２に定める地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること

２ 前項に規定するもののほか、２人以上の世帯として申請する場合は、対象者を含む世帯全員が、次の各号のいずれにも該当すること。

- (１) 移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (２) 移住支援金の申請時において、同一世帯に属していること。
- (３) 関係人口の場合にあっては、令和７年４月１日以降に本市に転入していること。
- (４) 移住支援金の申請時において、本市に転入後１年以内であること。
- (５) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第４条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (１) 単身の世帯 ６０万円
- (２) ２人以上の世帯 １００万円

２ 前項第２号の規定にかかわらず、令和５年４月１日以降に１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、移住支援金の額に１８歳未満の者１人につき１００万円を加算する。

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 住民票の除票の写しその他の第3条第1項第1号に規定する居住要件を満たすことを確認できる書類（2人以上の世帯として申請する場合は、同条第2項第1号の要件も確認できる書類）
- (5) 第3条第1項第3号アの就業に係る就業先の就業証明書（様式第3号）、同号イのテレワークに係る就業証明書（様式第3号の2）若しくは就業時間の証明書（様式第3号の3）、（業務委託契約書等（テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）、開業届の写し及び申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代用可）が添付されていること）、起業支援金の交付決定通知書の写し又は同号エの関係人口に係る別表第1に掲げる証明書類等及び別表第2に掲げる証明書類等
- (6) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として東京23区内に通勤していた場合にあっては、第3条第1項第1号に規定する通勤要件を満たす在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (7) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、法人経営者又は個人事業主として東京23区内に通勤していた場合にあっては、第3条第1項第1号に規定する通勤要件を満たす在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、移住支援金交付の可否を決定し、三原市移住

支援金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第4号）又は三原市移住支援金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金の交付を受けようとするときは、三原市移住支援金交付請求書（様式第6号）に振込先の預金通帳等の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、交付決定者に対し、速やかに移住支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び移住支援金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、移住支援金の交付の決定の全額又は半額を取り消すものとする。ただし、就業先である中小企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- （1） 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- （2） 移住支援金の申請日から3年未満の間に、市外に転出したとき。
- （3） 就業の場合にあっては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- （4） 第3条第1項第3号ア（イ）cただし書に規定する要件に該当する申請者の勤務地が、移住支援金の申請日から1年以内に三原市外へ変更となったとき。
- （5） 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- （6） 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に、市外に転出したとき。

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に移住支援金が交付されているときは、期限を定めて、交付した移住支援金の全額又は半額の返還を求めなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年4月1日要綱第38号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月26日要綱第90号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第30号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日要綱第66号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日要綱第77号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

支給対象者の要件	証明書類等
三原市に居住したことがあること。	本市の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し
三原市に2親等以内の親族が居住していること。	本市に居住する親族の住民票及び戸籍謄本等（親族との続柄が確認できるものをいう。）
三原市に所在する学校に通学したことがあること。	卒業証書の写し、在学証明書又は在学時の成績表
三原市に所在する事業所で勤務したことがあること。	事業所の退職証明書又は雇用保険離職票の写し
三原市にふるさと納税等の寄付をしたことがあること。	寄附金受領証明書の写し

三原市の実施する事業に対し、寄付又は出資を行い、地域活性化に寄与したことがあること。	本市が発行する領収書、証明書等寄附又は出資を行ったことがわかる書類
三原市に所在する事業者に対して出資を行い、地域経済の発展に寄与したことがあること。	事業者が発行する領収書、証明書等寄附又は出資を行ったことがわかる書類
三原市に所在する市民活動団体の会員となり、地域課題の解決に寄与したことがあること。	市民活動団体の会員名簿
三原市の振興を図るため、情報発信及び親善交流を行うことを目的として任命した者であること。	なし
三原市お試し暮らし滞在費補助金の交付を受けたことがあること。	なし

別表第 2 （第 3 条関係）

地域の担い手確保の要件	証明書类等
認定農業者である者又は認定農業者に就業する者	農業経営改善計画認定証又は様式第 3 号
漁業組合員である者又はその要件を満たす者	様式第 3 号
広島県林業認定事業体に就業している者	様式第 3 号
市内で事業を継承する者（広島県引継ぎ支援センターや三原市によるマッチングを経て継承した者又は稼業を継承した者）	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類 (1) 個人事業主 個人事業の開業届出書の写し又は個人事業開業・廃業・休業・変更届出書の写し

	(2) 法人経営者 異動届出書の写し又は 法人異動届の写し
人材確保困難職種として市内 の事業所に週20時間以上の 無期雇用契約（転勤、出向、出 張、研修等による勤務地の変更 でなく、新規の雇用であるこ と。）に基づき就業し、かつ、 補助金の交付申請日から5年 以上継続して勤務する意思を 有している者	様式第3号
起業し、市内に事業所を設置す る者	個人事業の開業届又は法人設立届書の写 し（法人の移転にあつては、所得税・消 費税の納税地の異動に関する届出書又は 異動届出書の写し）